
東京電力福島第一原子力発電所 事故被害対策実施計画(第3期)

(平成29年度～令和2年度)

震災以前の安全・安心なみやぎの再生

令和2年3月改訂
宮城県

「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画（第1期）」	平成24年3月策定
〃	平成25年3月改訂
「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画（第2期）」	平成26年3月策定
〃	平成27年3月改訂
〃	平成28年3月改訂
「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画（第3期）」	平成29年3月策定
〃	平成30年2月改訂
〃	平成31年2月改訂
〃	令和2年3月改訂

目次

第1章 はじめに

- 1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1頁
- 2 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3頁
- 3 「実施計画(第2期)」の事業評価結果と「実施計画(第3期)」の構成・・・・・・・・ 4頁

第2章 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5頁

第3章 実施計画

- 第1 放射線・放射能の監視・測定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6頁
 - 1 放射線量率のモニタリング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7頁
 - 2 放射性物質濃度のモニタリング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10頁
- 第2 汚染・風評被害への十分な対応
 - 1 風評被害対策など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18頁
 - 2 技術支援など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26頁
- 第3 汚染物・廃棄物の速やかな処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29頁
- 第4 損害への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31頁
- 第5 正しい知識の普及・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32頁

※この実施計画中、読み替えは次のとおりです。

- 「原発事故」 ⇒ 「東京電力福島第一原子力発電所事故」
- 「県民会議」 ⇒ 「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」
- 「基本方針」 ⇒ 「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」
- 「東京電力」 ⇒ 「東京電力ホールディングス株式会社」

第1章 はじめに

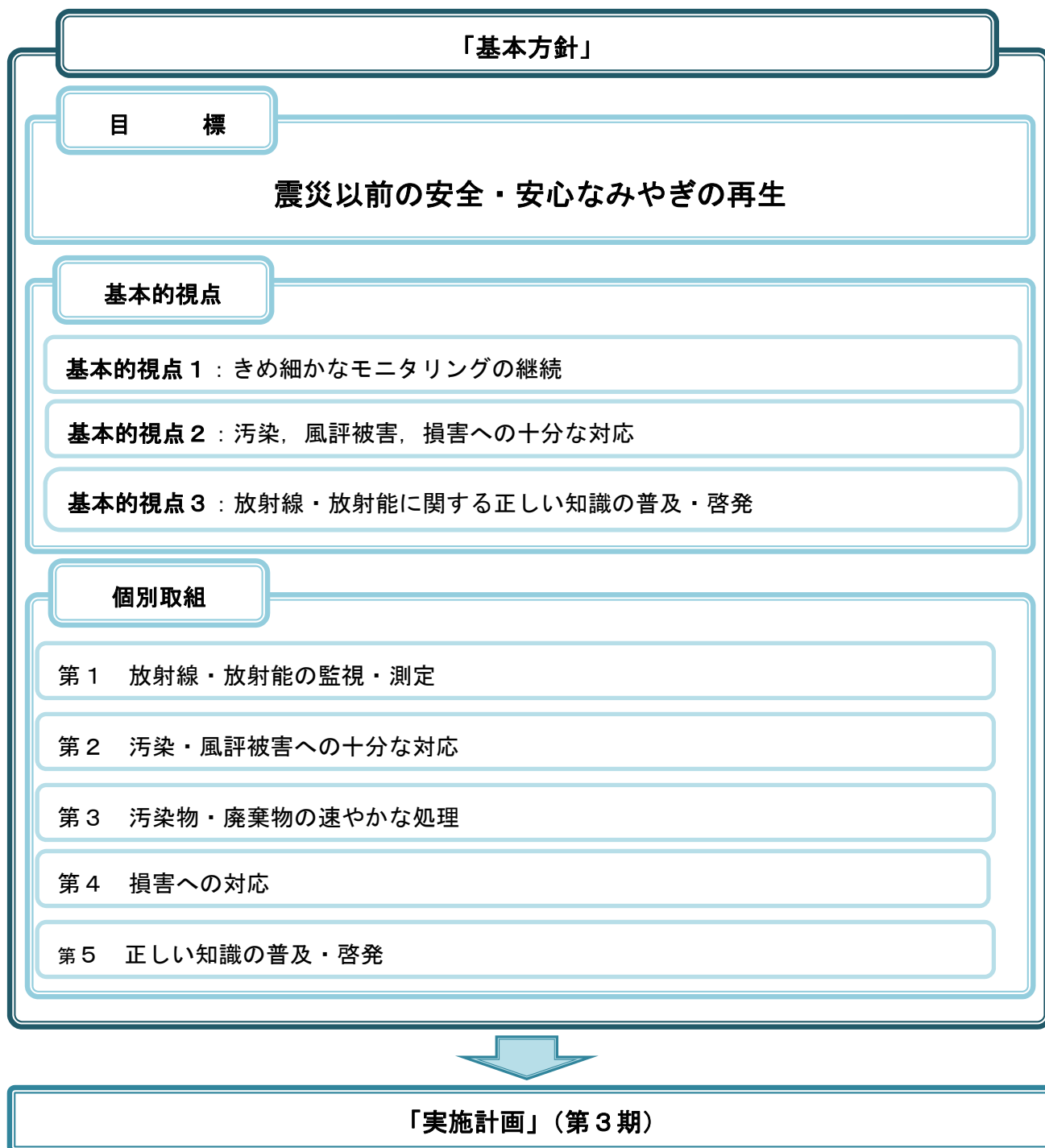
1 策定の趣旨

県では、「震災以前の安全・安心なみやぎの再生～年間放射線量1ミリシーベルト以下の県土づくり～」を目標に掲げ、平成24年1月に「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しましたが、その目標を平成28年度までに実現するため、平成24年3月に「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定し、平成23年度から25年度までの3年間を「第1期」、平成26年度から28年度までの3年間を「第2期」と位置付け、6年間にわたり各種事業を実施してきました。

しかしながら、放射性物質に汚染された廃棄物や除去土壌等の処理が進んでいないなど、依然として様々な課題が残っており、また「実施計画（第2期）」の3か年分の事業評価を実施した結果、全体の約8割の事業が、今後の方向性として「原発事故対策として継続」すべきとの評価となりました。

このため、新たに令和2年度までの4年間の取組を「実施計画（第3期）」として取りまとめ、引き続き原発事故被害対策に全力で取り組んでいくこととしました。

〔参考〕「基本方針」及び「実施計画」の概念図

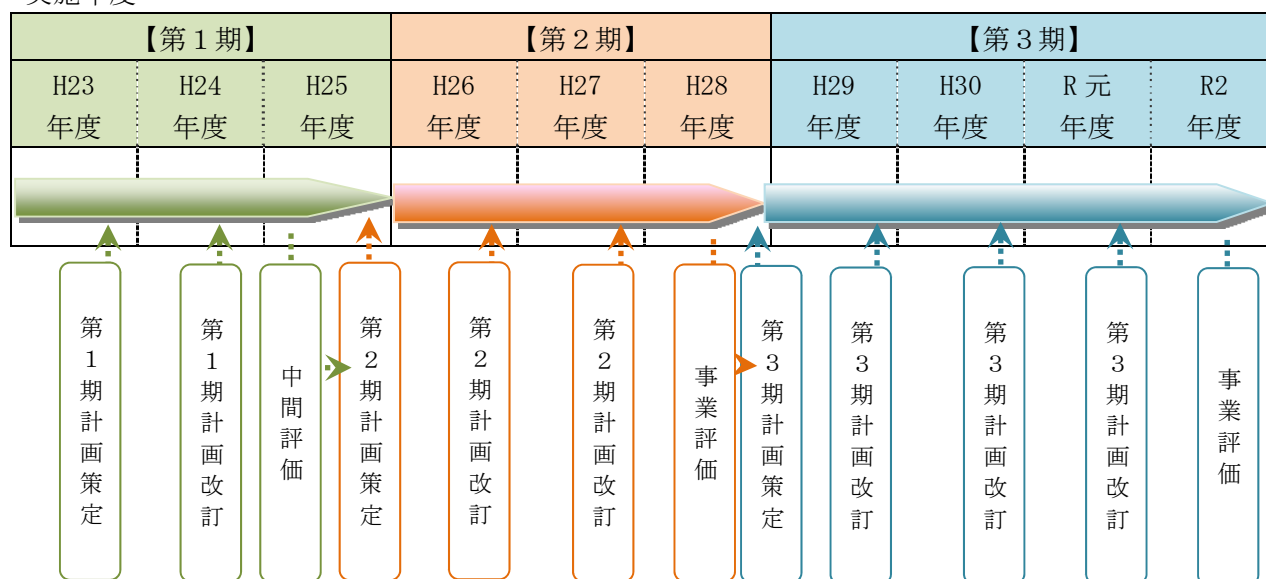


基本方針の目標達成に向けて，個別取組毎に具体的な事業計画を策定

2 計画の期間

未だに原発事故の収束を見通すことが困難なことから、計画期間については、上位計画である「宮城県震災復興計画」（平成23年10月策定、計画期間：平成23～令和2年度10年間）の終期と合わせて平成29年度から令和2年度までの4年間を第3期とし、策定時点で実施を予定している事業や取組を取りまとめました。

実施年度



3 「実施計画(第2期)」の事業評価結果と「実施計画(第3期)」の構成

実施計画(第3期)を策定するに当たり、平成29年1月に実施計画(第2期)事業評価(第2期計画に記載した136事業の評価)を実施したところ、事業の必要性は「妥当」また「概ね妥当」であり、今後の方向性についても「原発事故対策として継続」すべきという結果になりました。

また、実施計画(第3期)では、改訂された基本方針に基づき個別取組を7つから5つに整理し、平成29年度より4か年で実施する予定の事業をとりまとめました。

【5つの個別取組】

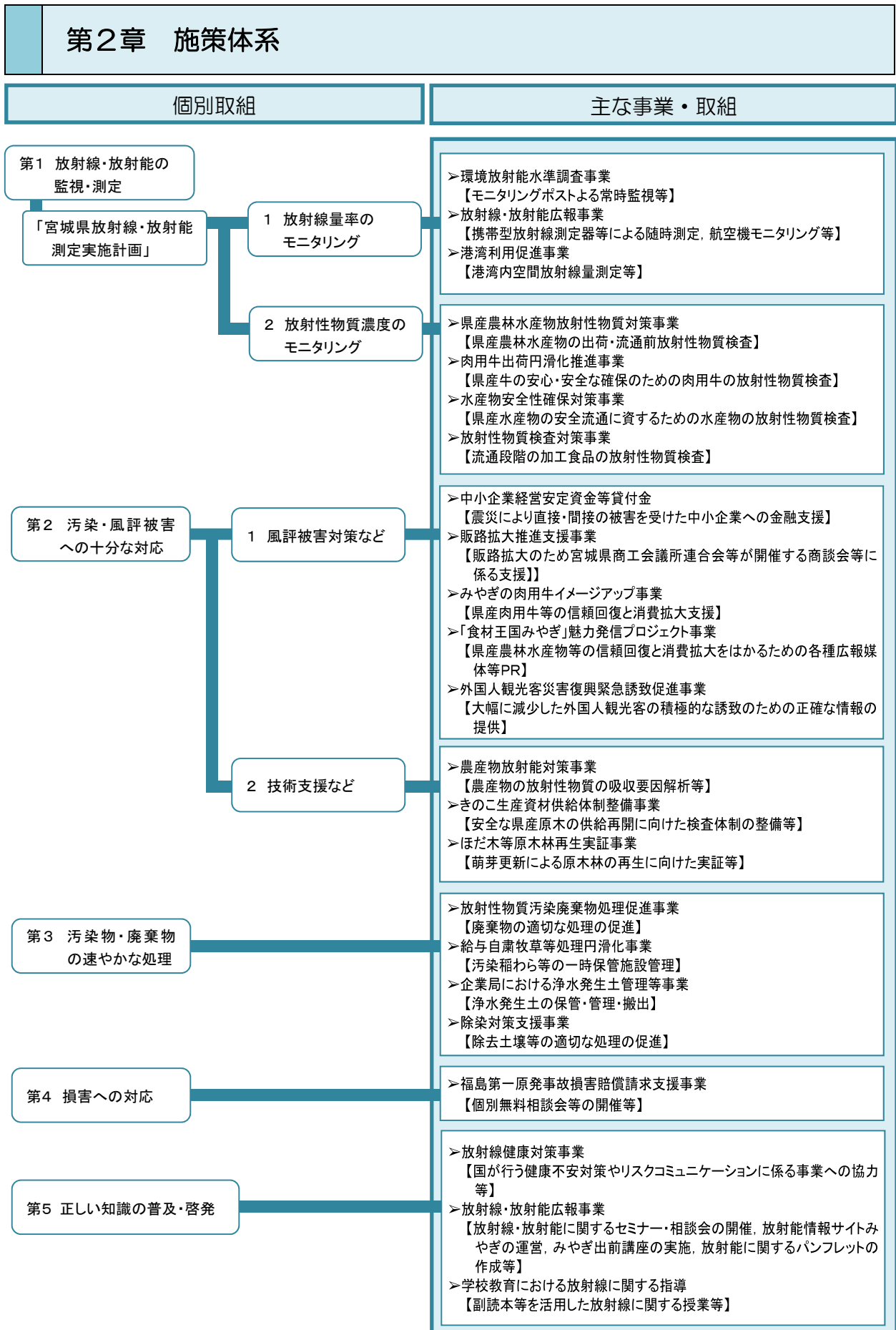
- 第1 「放射線・放射能の監視・測定」
- 第2 「汚染・風評被害への十分な対応」
- 第3 「汚染物・廃棄物の速やかな処理」
- 第4 「損害への対応」
- 第5 「正しい知識の普及・啓発」

【凡例】

番	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度					
				1期	2期	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
①	放射線・放射能広報事業	国 県 市町村	原子力安全対策課						
②	(1) 携帯型放射線測定器等による随時測定								
③	地域の実情に応じたきめ細かい測定を実施するため、市町村に放射線測定器を整備・貸与し、市町村において測定を行う。								
	(2) 航空機モニタリング 原子力規制委員会が実施する航空機モニタリングについて、必要な協力を行うとともに、その結果を把握する。								
	(3) 自動車による走行サーベイ 原子力規制委員会が市町村に機器を貸し出して実施する走行サーベイ(車両に測定器を搭載し、走行しながら連続的に空間放射線量率を測定し道路上の線量の分布を把握)について、必要な協力を行うとともに、その結果を把握する。								

【凡例の解説】

番号	項目	内容
①	事業名又は取組名	事業又は取組の名称。予算措置を伴わない取組についても記載(計画に複数回掲載がある事業・取組は、2回目の掲載以降、「事業名又は取組名」の前に【再掲】と記載)
②	事業又は取組の概要	事業又は取組の概要を簡潔に記載
③	事業又は取組の内容	事業又は取組の具体的内容を記載
④	事業主体	事業主体を、「国」、「県」、「市町村」、「その他」の別に記載
⑤	担当課室	宮城県庁の担当課室を記載
⑥	実施年度	事業又は取組の実施期間を矢印で記載(令和2年度以降も実施予定の場合は、欄外まで矢印を記載)



第3章 実施計画

第1 放射線・放射能の監視・測定

個別取組方針

◆目に見えない放射線・放射能に対して、県民の不安を払拭するためには、定期的なモニタリングと結果の公表が重要であることから、放射線・放射能の監視・測定を計画的かつ体系的に実施し、公表します。

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度					
				1期	2期	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
1	放射線・放射能広報事業 ▼「宮城県放射線・放射能測定実施計画」の策定 事故由来の放射線・放射能に係る測定を体系的に示しながら、計画的に実施し、その結果を県民に速やかに公表することを目的とした「宮城県放射線・放射能測定実施計画」を策定する。 なお、放射性物質の問題を取り巻く状況などを踏まえ必要に応じて改定する。	県	原子力安全対策課						

【「宮城県放射線・放射能測定実施計画」に係る測定の体系】

放射線量率のモニタリング※

単位：
マイクロシーベルト (μSv) /時 (h)
など

- 一般環境
- 学校・幼稚園・保育所等
- 県民が利用する施設等
- 産業活動に伴う環境や物

- モニタリングポストによる常時監視など
- 校庭・園庭など
- 海水浴場
- 工業製品、港湾区域など

放射性物質濃度のモニタリング※

単位：
ベクレル (Bq) /キログラム (kg)
など

- 食べ物・飲み物
- 食べ物を育む環境
- 空気・土壌などの一般環境
- 県民が利用する施設等
- 産業活動に伴う環境や物


- 水道水、農林水産物など
- 農用地土壌、家畜の飼料など
- 降下物、土壌など
- 学校の屋外プール水など
- 下水汚泥、工業用水など

※ 各項目の詳細については、「宮城県放射線・放射能測定実施計画」を参照ください。

1 放射線量率のモニタリング

個別取組方針


- ◆県内全域の空間放射線量率の推移変化を常時把握するため、県内全市町村に配備したモニタリングポスト(連続測定器)により、きめ細かい測定を実施するとともに、その正確なデータを迅速に公表します。
- ◆学校、幼稚園、保育所等の校庭、園庭等の空間放射線量率について、市町村の協力を得ながらその状況を確認します。
- ◆県内の港湾における空間放射線量率を引き続き測定します。

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度					
				1期	2期	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
1	<p>環境放射能水準調査事業</p> <p>(1) モニタリングポストによる常時監視 県内全域の空間放射線量率の推移変化を把握するため、原子力規制委員会からの受託業務である環境放射能水準調査により設置しているモニタリングポスト及び原子力規制委員会が自ら設置しているモニタリングポスト等により、空間放射線量率を24時間連続測定し、常時監視を行う。</p> <p>(2) 上水(蛇口水)の放射性物質濃度の測定 水道水に含まれる放射性物質を確認するため、測定を行う。</p> <p>(3) 降下物の測定 地表面に降下したちりや雨水に含まれる放射性物質を確認するため、降下物の放射性核種についての測定を行う。</p> <p>(4) 大気浮遊じんの放射性物質濃度の測定 大気中に浮遊するちりに含まれる放射性物質を確認するため、大気浮遊じんの放射性核種についての測定を行う。</p>	国 県	原子力安全対策課						

【第3章】実施計画【第1-1】放射線・放射能の監視・測定(放射線量率のモニタリング)

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度					
				1期	2期	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
2	<p>放射線・放射能広報事業</p> <p>(1) 携帯型放射線測定器等による随時測定 地域の実情に応じたきめ細かい測定を実施するため、市町村に放射線測定器を整備・貸与し、市町村において測定を行う。</p> <p>(2) 航空機モニタリング 原子力規制委員会が実施する航空機モニタリングについて、必要な協力を行うとともに、その結果を把握する。</p> <p>(3) 自動車による走行サーベイ 原子力規制委員会が市町村に機器を貸し出して実施する走行サーベイ（車両に測定器を搭載し、走行しながら連続的に空間放射線量率を測定し道路上の線量の分布を把握）について、必要な協力を行うとともに、その結果を把握する。</p>	国 県 市町村	原子力安全対策課						
3	<p>放射線・放射能広報事業</p> <p>▼校庭、園庭等における測定 幼児、児童及び生徒の安全性を確認するため、市町村の定期測定結果等を活用しながら、学校や幼稚園、保育所等の校庭、園庭等における空間放射線量率の状況を確認する。</p>	県 市町村	原子力安全対策課 スポーツ健康課 他						
4	<p>港湾利用促進事業</p> <p>(1) 港湾内空間放射線量測定事業 県内の港湾（仙台塩釜港仙台港区・塩釜港区・石巻港区）の安全性について、国内外の港湾事業関係者等に対し周知するため、空間放射線量率の測定を行う。</p> <p>(2) 港湾内海水放射能測定事業 県内の港湾（仙台塩釜港仙台港区・塩釜港区・石巻港区）の安全性について、国内外の港湾事業関係者等に対し周知するため、海水中の放射性物質濃度の測定を行う。</p> <p>(3) 港湾内放射能測定事業 仙台塩釜港の安全性について、国内外の港湾事業関係者等に対し周知するため、同港仙台港区高砂コンテナターミナルに搬入されるコンテナ表面の放射線量率の測定を行う。</p>	県	港湾課						

【第3章】実施計画【第1-1】放射線・放射能の監視・測定(放射線量率のモニタリング)

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度					
				1期	2期	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
5	<p>企業局所管施設空間放射線量測定事業</p> <p>▼浄水場における測定</p> <p>放射性物質汚染対処特措法による指定廃棄物の保管による現場作業員や周辺環境へ与える影響を調査するため、浄水場における空間放射線量率の測定を行う。</p>	県	水道経営課						

2 放射性物質濃度のモニタリング

(1) 食べ物・飲み物及びその環境

個別取組方針



- ◆県内で生産される農林水産物や関連加工品、水道水の安全性を確認するため、放射性物質濃度をきめ細かに測定します。
- ◆食用に供する主要な野生鳥獣等について、放射性物質の検査を実施します。
- ◆住民が持ち込んだ自然採取の山菜や家庭菜園などの農林水産物の安全性を確認できるよう、放射性物質の測定を実施します。
- ◆学校給食等に使用される食材の放射性物質の検査については、市町村と連携して進めていきます。
- ◆食品衛生法上の基準値を超えない安全・安心な農林水産物の生産を確保するため、その生産基盤である土壌のほか、牧草、きのこ原木等の放射性物質の測定を継続的に実施します。
- ◆国の原子力災害対策本部から示された検査計画等に係る考え方に基づき、必要に応じて検査計画の見直しを行うなど、適切に検査を実施します。

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度					
				1期	2期	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
1	県産農林水産物放射性物質対策事業 ▼県産農林水産物の検査 原子力災害対策特別措置法第20条の規定に基づき、出荷・流通前における県産農林水産物の安全を確認するため、国のガイドライン等に則って放射性物質検査を実施する。	県	食産業振興課	▶					
2	農産物放射能対策事業 (1) 農産物、水田土壌等の検査 主要な農産物や農地土壌等を対象に、放射性物質濃度の測定を行う。 ○県産農産物等の放射性物質検査 ○水田土壌等の放射性物質検査 ○放射性物質検査機器の運営・精度管理 (2) 放射性物質吸収要因解折調査 安全・安心な農産物の生産を確保するため、農産物や農地土壌等の放射性物質濃度の測定結果をもとに、今後の営農対策等の検討に役立つデータ等を整備し、市町村等の関係機関・団体、農業者等に対し、必要な営農対策等について指導助言を行う。 ○放射性物質吸収要因解折調査	県	みやぎ米推進課	▶					

【第3章】実施計画【第1-2】放射線・放射能の監視・測定(放射性物質濃度のモニタリング)

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度					
				1期	2期	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
3	<p>放射性物質影響調査事業</p> <p>▼原乳，粗飼料，草地土壌等の検査</p> <p>原乳における放射性物質検査を実施し，消費者に対して安全・安心を確保するとともに，畜産物への放射能の影響を低減する飼養管理を指導するため，粗飼料や草地土壌等の放射性物質濃度の検査を行う。</p>	県	畜産課						
4	<p>肉用牛出荷円滑化推進事業</p> <p>▼肉用牛の全頭検査</p> <p>安全・安心な県産牛肉の流通，消費を確保するため，食肉市場へ出荷する牛の放射性物質検査を行う。</p>	県	畜産課						
5	<p>水産物安全確保対策事業</p> <p>(1) 水産物の検査</p> <p>県産水産物の安全流通に資するため，水産物の放射性物質濃度のモニタリング調査を実施する。</p> <p>(2) 魚市場開設者等が行う自主検査への支援</p> <p>魚市場等に設置している放射性物質検査機器の保守作業を行うとともに，検査員への操作指導を通じ，検査レベルの維持と意識の醸成を図る。</p>	県 その他	水産業 振興課						

【第3章】実施計画【第1-2】放射線・放射能の監視・測定(放射性物質濃度のモニタリング)

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度					
				1期	2期	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
6	<p>特用林産物放射性物質対策事業</p> <p>(1) 放射性物質検査体制の強化 きのこ・山菜類等の特用林産物やほだ木など各種林産物の安全・安心を確保するため、簡易検査や精密検査を実施する。 また、県有測定機器の校正を行う。 併せて、県全域の広葉樹林原木の放射性物質モニタリング検査を行う。</p> <p>(2) 特用林産物再生再開支援 出荷制限等を受けている特用林産物について、無汚染原木やチップ等の購入・移送経費等、生産再開に向けた支援を行う。 ○特用林産施設体制整備補助 ・対象団体：法人、県森連等 ・対象経費：県外等の他地域から無汚染の原木・チップ等を導入する経費 ・補助率：1/2, 1/3</p> <p>(3) 特用林産物流通促進支援・放射性物質調査 特用林産物やほだ木など各種林産物の安全・安心な生産・流通システムの構築に向け、特用林産物の放射性物質に係るセミナー・講習会を開催するとともに、ほだ木等の放射性物質移行調査を行う。</p>	県	林業振興課						
7	<p>放射性物質検査対策事業</p> <p>食肉処理施設に出荷する県内産牛全頭の放射性物質検査を実施するとともに、牛以外の豚等の肉についてモニタリング検査を実施し、食の安全・安心を確保する。 また、県内に流通している加工食品等の放射性物質検査を行い、検査結果を公表するとともに、基準値を超える食品の流通を防止する。</p> <p>(1) 県産牛の放射性物質検査 ○登米市米山の食肉流通公社に出荷される県産牛全頭</p> <p>(2) 県産豚等の放射性物質モニタリング検査 ○登米市米山の食肉流通公社に出荷される県産豚、めん羊、馬の肉</p> <p>(3) 県内に流通する加工食品等の検査 ○県内に流通する牛乳、清涼飲料水(ミネラルウォーター)、乳児用食品、一般食品等</p>	県	食と暮らしの安全推進課						

【第3章】実施計画【第1-2】放射線・放射能の監視・測定(放射性物質濃度のモニタリング)

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度					
				1期	2期	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
8	<p>市町村等水道事業体における水道水の放射性物質検査</p> <p>▼水道水の検査</p> <p>水道水の安全・安心を確保するため、水道事業体が水道水の放射性物質検査を実施した結果について公表を行う。</p>	県 市町村	食と暮らしの安全推進課						
9	<p>企業局における水道水の放射性物質検査</p> <p>▼水道水の検査</p> <p>安全・安心な水道水を受水市町村に供給するため、水道水の放射性物質検査を行うとともにその結果を公表する。</p>	県	水道経営課						
10	<p>【再掲】環境放射能水準調査事業</p> <p>(1) モニタリングポストによる常時監視</p> <p>県内全域の空間放射線量率の推移変化を把握するため、原子力規制委員会からの受託業務である環境放射能水準調査により設置しているモニタリングポスト及び原子力規制委員会が自ら設置しているモニタリングポスト等により、空間放射線量率を24時間連続測定し、常時監視を行う。</p> <p>(2) 上水(蛇口水)の放射性物質濃度の測定</p> <p>水道水に含まれる放射性物質を確認するため、測定を行う。</p> <p>(3) 降下物の測定</p> <p>地表面に降下したちりや雨水に含まれる放射性物質を確認するため、降下物の放射性核種についての測定を行う。</p> <p>(4) 大気浮遊じんの放射性物質濃度の測定</p> <p>大気中に浮遊するちりに含まれる放射性物質を確認するため、大気浮遊じんの放射性核種についての測定を行う。</p>	国 県	原子力安全対策課						
11	<p>野生鳥獣放射能対策事業</p> <p>▼食用に供する狩猟野生鳥獣の放射能検査</p> <p>県内各地で食用に供されるイノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカ、キジ、カルガモ等野生鳥獣の肉の放射性物質濃度検査と検査結果の周知・公表を継続して行う。</p>	県	自然保護課						
12	<p>放射線・放射能広報事業</p> <p>▼放射能県民安心事業</p> <p>県民が持ち込んだ、家庭菜園の農産物等の安全性を確認できるようにするため、県内市町村に配備した簡易型の放射能測定器等を用いて、各市町村による放射能測定を支援する。</p>	県 市町村	原子力安全対策課						

【第3章】実施計画【第1-2】放射線・放射能の監視・測定(放射性物質濃度のモニタリング)

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度			
				1期	2期	H29年度	H30年度
13	<p>消費生活センター機能充実事業</p> <p>▼市町村が行う食品等の放射性物質検査への支援</p> <p>住民が消費する食品等に対する放射性物質測定を行うため、市町村が実施する放射性物質検査等に係る経費に対し、国の交付金を活用し消費者行政強化事業及び推進事業補助金により支援を行う。</p> <p>○市町村消費者行政強化事業及び推進事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業：放射性物質測定機器の校正及び消耗品等購入経費等 ・補助率：10/10 ・主な市町村事業の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質測定機器の校正 ・資機材購入等検査に関する費用 ・食品等の放射性物質検査 ・消費生活相談への対応 	県 市町村	消費生活・文化課	▶			
14	<p>学校給食安全・安心対策事業</p> <p>(1) 学校給食食材のサンプル測定(給食食材の事前検査)</p> <p>学校給食食材における放射性物質の有無や量について把握するため、食材の事前検査を行う。</p> <p>測定機器：NaIシンチレーションスペクトロメータ</p> <p>(2) 測定機器の校正</p> <p>正確な測定を実施するため、測定機器の校正を行う。</p>	県 市町村 その他	スポーツ健康課	▶			
15	<p>児童福祉施設等給食安全・安心対策事業</p> <p>▼給食一食全体の事後検査</p> <p>児童福祉施設等で提供される給食における放射性物質の有無について把握するため、給食一食分全体について事後検査を実施する。</p>	県	子ども・家庭支援課	▶			

(2) その他

個別取組方針

- ◆ 県内企業が自社の製品に関する残留放射能を測定することを取引先から求められている事例が発生しているため、県内の工業製品等の放射線量率などを測定する技術支援を実施します。
- ◆ 安全性を周知するため、県内の港湾における海水中の放射性物質濃度を測定します。
- ◆ 工業用水の安全性を確保するとともに、浄水発生土や下水道汚泥を適切に取り扱うための放射性物質の濃度を測定します。
- ◆ 環境中の放射性物質の状況を把握するために環境省が実施する公共用水域等（河川・湖沼・海域等）及び地下水のモニタリングにおいて、適切な地点の選定について、市町村等と連携して働きかけていきます。

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度			
				1期	2期	H29年度	H30年度
1	<p>工業製品放射線関連風評被害対策事業</p> <p>▼工業製品等の放射線量率の測定等</p> <p>震災に係る原発事故の影響に対する不安を原因として、県内企業が自社製品に対する放射線量率などの測定を取引先から求められる事例が発生しているため、県内で生産される工業製品や食品加工品等の放射線量率などを測定し、その結果を試験等成績書として発行する。</p>	県	新産業振興課	▶			
2	<p>【再掲】港湾利用促進事業</p> <p>(1) 港湾内空間放射線量測定事業</p> <p>県内の港湾（仙台塩釜港仙台港区・塩釜港区・石巻港区）の安全性について、国内外の港湾事業関係者等に対し周知するため、空間放射線量率の測定を行う。</p> <p>(2) 港湾内海水放射能測定事業</p> <p>県内の港湾（仙台塩釜港仙台港区・塩釜港区・石巻港区）の安全性について、国内外の港湾事業関係者等に対し周知するため、海水中の放射性物質濃度の測定を行う。</p> <p>(3) 港湾内放射能測定事業</p> <p>仙台塩釜港の安全性について、国内外の港湾事業関係者等に対し周知するため、同港仙台港区高砂コンテナターミナルに搬入されるコンテナ表面の放射線量率の測定を行う。</p>	県	港湾課	▶			

【第3章】実施計画【第1-2】放射線・放射能の監視・測定(放射性物質濃度のモニタリング)

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度				
				1期	2期	H29年度	H30年度	R元年度
3	<p>工業用水の放射性物質検査</p> <p>▼工業用水の放射能検査</p> <p>食品関連会社等のユーザーもおり、工業用水の安全を確認するため、放射性物質検査を実施し、その結果を公表する。</p>	県	水道経営課					
4	<p>企業局における浄水発生土の放射性物質検査</p> <p>▼浄水発生土の放射能検査</p> <p>放射性物質汚染対処特措法による指定廃棄物の保管や廃棄物処理施設に搬出処分するため、放射性物質検査を実施し、その結果を公表する。</p>	県	水道経営課					
5	<p>流域下水汚泥等放射能測定事業</p> <p>▼下水汚泥等の放射能測定</p> <p>放射性物質濃度に応じた適正な処分を行うため、県で所管している7流域の下水終末処理場で発生する脱水汚泥、汚泥燃料化物及び汚泥焼却灰の放射性物質濃度を測定する。</p>	県	水道経営課					
6	<p>学校や保育所等が保有するプールの水等の放射性物質検査</p> <p>▼プールの水の放射性物質濃度の測定</p> <p>児童生徒及び保護者等の学校のプールの使用に対する安心を確保するため、学校のプール水のサンプル調査を実施する。</p>	県 市町村	スポーツ健康課					
7	<p>公共用水域等（河川・湖沼・海域等）及び地下水の放射性物質モニタリング</p> <p>▼河川、湖沼、海域等及び地下水の放射性物質濃度の測定</p> <p>水環境における事故由来の放射性物質による汚染状況及び推移を把握するため、環境省が行う水質・底質、周辺環境（土壌等）の放射性物質濃度の測定について、地点選定等に県が協力し、適切なモニタリングの継続実施を推進する。</p>	国 県	環境対策課					
8	<p>海水浴場の放射性物質モニタリング</p> <p>▼海水浴場の海水の放射能測定</p> <p>海水浴場利用者への安全・安心に寄与するため、開設予定の海水浴場の海水の放射性物質濃度の測定を行い、開設前に公表する。</p>	県	環境対策課					

【第3章】実施計画【第1-2】放射線・放射能の監視・測定(放射性物質濃度のモニタリング)


番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度				
				1期	2期	H29年度	H30年度	R元年度
9	<p>放射線・放射能広報事業</p> <p>▼放射性物質の分布状況調査</p> <p>原子力規制委員会が実施する放射性物質の分布状況調査について、必要な協力をするとともに、地表面への様々な放射性物質の沈着状況等を確認する。</p>	国	原子力安全対策課	▶				
10	<p>【再掲】環境放射能水準調査事業</p> <p>(1) モニタリングポストによる常時監視</p> <p>県内全域の空間放射線量率の推移変化を把握するため、原子力規制委員会からの受託業務である環境放射能水準調査により設置しているモニタリングポスト及び原子力規制委員会が自ら設置しているモニタリングポスト等により、空間放射線量率を24時間連続測定し、常時監視を行う。</p> <p>(2) 上水(蛇口水)の放射性物質濃度の測定</p> <p>水道水に含まれる放射性物質を確認するため、測定を行う。</p> <p>(3) 降下物の測定</p> <p>地表面に降下したちりや雨水に含まれる放射性物質を確認するため、降下物の放射性核種についての測定を行う。</p> <p>(4) 大気浮遊じんの放射性物質濃度の測定</p> <p>大気中に浮遊するちりに含まれる放射性物質を確認するため、大気浮遊じんの放射性核種についての測定を行う。</p>	国 県	原子力安全対策課	▶				

第2 汚染・風評被害への十分な対応

1 風評被害対策など

個別取組方針



- ◆風評被害により業績が悪化した中小企業者等に対する相談体制の充実を図るとともに、事業継続に向けた総合的な金融・経営支援を講じます。
- ◆輸出関連では、海外でのPR活動のための経費の助成を行うほか、取引継続や販路開拓のための海外での商談に要する費用を支援します。
- ◆県産農林水産物等を国内外の消費者等に安心して購入してもらえるよう、新聞広告やテレビCM等の多様な広報媒体を用いて、検査結果や検査体制、生産者情報等の迅速でわかりやすい情報発信を強化するとともに、生産者団体等が行う情報発信や広報活動への支援、イベント等を実施し、理解の促進を図ります。
- ◆県内の観光の安全性や魅力を国外に発信するためのキャンペーンやイベント等を実施します。

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度				
				1期	2期	H29年度	H30年度	R元年度
1	<p>中小企業経営安定資金等貸付金 震災により直接・間接の被害を受け、事業活動に支障を来している中小企業者に対して金融支援を行い、経営の安定化や復旧・復興を支援する。</p> <p>(1) みやぎ中小企業復興特別資金 ○融資条件 ・融資限度額：8千万円 ・融資利率：年1.5% ・資金使途：設備資金、運転資金 ・償還期間：15年以内（うち据置3年以内） ・信用保証料：年0.50%</p> <p>○取扱期間： 平成23年6月27日から令和2年3月31日まで（新規融資取扱期間が令和2年度末まで1年間延長となる見込み）</p> <p>(2) 災害復旧対策資金（東日本大震災災害対策枠）※新規取扱終了 ○融資条件 ・融資限度額：1千万円 ・融資利率：年1.0%以内 ・資金使途：運転資金 ・償還期間：10年以内（うち据置</p>	県	商工金融課					

【第3章】実施計画【第2-1】汚染・風評被害への十分な対応（風評被害対策など）

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度				
				1期	2期	H29年度	H30年度	R元年度
	<p>2年以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> 信用保証料： <ul style="list-style-type: none"> 罹災証明書の交付を受けた場合 <ul style="list-style-type: none"> 年0.50% セーフティネット保証の認定を受けた場合 <ul style="list-style-type: none"> 年0.70% 知事等の認定を受けた場合 <ul style="list-style-type: none"> 年0.45～1.59% <p>○取扱期間： 平成23年4月1日から同年9月9日まで</p>							
2	<p>被災中小企業者対策資金利子補給事業</p> <p>被災中小企業者の金利負担を軽減するため、県中小企業経営安定資金・災害復旧対策資金（東日本大震災災害対策枠）及びみやぎ中小企業復興特別資金を借り入れた中小企業者のうち一定の要件を満たした者に対し利子補給を行う。</p> <p>(1) 災害復旧対策資金（東日本大震災災害対策枠）※新規取扱終了</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象者：罹災証明書等の交付を受けている直接被災した事業者 ○補給額：年利1.0%に相当する額 ○補給期間：3年間 ○補給回数：年2回 (1月～6月, 7月～12月) <p>(2) みやぎ中小企業復興特別資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象者：罹災証明書等の交付を受けている直接被災した事業者 ○補給額：年利1.5%に相当する額 ○補給期間：3年間 ○補給回数：年2回 (1月～6月, 7月～12月) <p>※対象融資限度額：(1), (2)合わせて30,000千円とする。</p> <p>※支給上限額：一企業あたり3年間合計で1,350千円</p>	県	商工金融課					


【第3章】実施計画【第2-1】汚染・風評被害への十分な対応（風評被害対策など）

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度					
				1期	2期	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
3	<p>販路拡大推進支援事業(H30年度まで「商談会開催支援事業」)</p> <p>▼販路開拓・取引拡大等に向けた支援 震災により販路を喪失した商工業者の販路回復・拡大のため、宮城県商工会議所連合会等が開催する商談会等に係る経費を補助する。</p> <p>○補助対象経費 ・コーディネーター人件費、旅費、印刷製本費、広報費、借損料、委託料等</p> <p>○補助率 補助対象経費の1/2以内</p>	県	商工金融課						
4	<p>被災中小企業海外ビジネス支援事業</p> <p>震災により従来の取引が中断し、これを再開する必要がある企業及び国内外での従来の販路・棚の喪失を受けて海外において新規に販路を開拓しようとする企業に対し、そのビジネス展開の深度及び段階に応じた支援を行う。</p> <p>▼被災中小企業海外ビジネス支援事業補助金</p> <p>被災企業に対し海外での販路開拓を行うための経費を補助する。</p> <p>○補助対象経費 次のために要する渡航費、宿泊費、通訳雇用費</p> <p>①震災で中断した従来の取引先との取引再開のための海外で行う商談</p> <p>②震災（輸入規制を含む）により国内外で販路を喪失し、これに代わる販路を海外で計画的に開拓するために必要な海外での商談、展示会への出展等 (宮城県農政部食産業振興課が実施する地域産品輸出促進助成事業交付金の交付を受けている事業は除く。)</p> <p>○補助率、上限額 補助対象経費の1/2以内（1企業1事業年度当たり50万円を超えない額）</p>	県	アジアプロモーション課						

【第3章】実施計画【第2-1】汚染・風評被害への十分な対応（風評被害対策など）

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度					
				1期	2期	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
5	<p>県産農林水産物等イメージアップ推進事業</p> <p>▼県産農林水産物等のPR</p> <p>東日本大震災により県産農林水産物等が大規模な被害を受け、原発事故の影響とみられる需要の落ち込みがみられたことから、復興状況に合わせた県産品のイメージアップを図るため、農林水産関係団体等が行う広報PR活動や海外バイヤー対応などの事業に係る経費を補助する。</p> <p>○補助事業対象団体： 農協，漁協，加工組合・食品製造事業者団体，各種銘柄推進協議会等</p> <p>○補助の対象となる内容</p> <p>①商談会等のイベントを活用した県産農林水産物等PR</p> <p>②メディアを活用したテレビCMや記事広告等によるPR</p> <p>③海外バイヤーとの取引再開等に向けた取組</p> <p>④県産農林水産物等の評価向上に資すると認められる取組</p> <p>○補助率，上限額 補助対象経費の1/2以内かつ1,000千円を上限とする。</p>	県	食産業振興課						
6	<p>「食材王国みやぎ」魅力発信プロジェクト事業</p> <p>▼県産農林水産物等のPR</p> <p>原発事故の影響とみられる需要の落ち込み等に対応するため、県産農林水産物等の広報PRを行い信頼回復と消費拡大を図る。</p> <p>○「食材王国みやぎ」魅力発信事業</p> <p>○「食材王国みやぎ」魅力体感促進事業</p> <p>※平成24～25年度「宮城県産品風評対策強化事業」26年度からは「みやぎ県産品魅力発信事業」で実施。</p>	県	食産業振興課						

【第3章】実施計画【第2-1】汚染・風評被害への十分な対応（風評被害対策など）

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度			
				1期	2期	H29年度	H30年度
7	<p>食産業ステージアッププロジェクト(うち復興促進「商品づくり・販路開拓」支援事業)</p> <p>震災により販路を失った県内中小食品製造事業者等が行う、新商品の開発及び既存商品の改良、販路開拓活動等を支援するもの。</p> <p>(1) 総合支援メニュー(みやぎの食復興支援事業(地域の食材等を活用した商品づくり等))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率: 1/2 以内 ・補助限度額: 1,200 千円 <p>(2) 販路開拓活動支援メニュー(販売会、展示・商談会への出展支援)</p> <p>①食品製造業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率: 1/2 以内 ・補助限度額: 300 千円 <p>②団体等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率: 1/2 以内 ・補助限度額: 1,000 千円 <p>(3) 展示・商談会開催支援メニュー(被災した食品製造業者を対象とした展示商談会の開催支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率: 1/2 以内 ・補助限度額: 1,250 千円 	県	食産業振興課				

【第3章】実施計画【第2-1】汚染・風評被害への十分な対応（風評被害対策など）

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度				
				1期	2期	H29年度	H30年度	R元年度
8	<p>食材王国みやぎの「食」ブランド化推進プログラム事業（うちみやぎの「食」ブランド復興支援事業）</p> <p>▼震災で被災したブランド食材のブランド価値復興に向けた取組に対する支援</p> <p>東日本大震災や風評被害で販路を喪失した県産ブランド食材のブランド価値復興に向けた取組を支援し、販路の確保や流通のグローバル化に対応した販売力の強化を図る。</p> <p>○対象品目・補助事業対象団体 一定程度の知名度を有する県産ブランドのうち、知的財産制度等を活用（活用見込みを含む）し、更なるブランド展開を目指す品目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台牛（仙台牛銘柄推進協議会） ・いちご（宮城県園芸作物ブランド化協議会） ・みやぎサーモン（みやぎ銀ざけ振興協議会） <p>○対象取組：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・儲かる農林水産業のためのブランド戦略再構築 ・売れるものづくり ・販売確保・商品アピール ・ブランド価値を損なうリスクを防止するための取組 <p>○補助率，上限額： 補助対象経費の1/2以内かつ2,500千円を上限とする。</p>	県	食産業振興課					
9	<p>みやぎの肉用牛イメージアップ事業</p> <p>▼県産牛肉消費拡大事業</p> <p>原発事故の風評により、宮城県産牛肉が敬遠され牛肉価格が急激に下落するなどの影響があったことから、低下した県産牛肉イメージを回復させるため消費拡大対策等を実施する。</p> <p>○県内の県産牛肉提供店等とタイアップした県産牛肉キャンペーン等の実施</p> <p>○首都圏の県産牛肉提供店等を活用した仙台牛フェア等の実施</p>	県	畜産課					

【第3章】実施計画【第2-1】汚染・風評被害への十分な対応（風評被害対策など）

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度					
				1期	2期	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
10	<p>水産都市活力強化対策支援事業</p> <p>▼県産水産物の販売強化</p> <p>東日本大震災によりシェアを失った本県水産物の販路の回復を図るため、水産都市の経済の中心である魚市場における水揚げ確保や、水産加工業、水産物の販売力強化を柱とした取組を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○漁業生産及び魚市場水揚げ強化 ○水産加工業生産及び水産物販売強化対策 ○宮城県産ホヤの販路拡大支援 	県	水産業振興課						
11	<p>風評被害等観光客実態調査事業</p> <p>▼アンケートや風評被害サンプル調査の実施</p> <p>観光客の動態及び県内観光事業の被害実態を把握し、風評被害の実態を検証することにより、今後の施策を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○アンケート調査 ○Web アンケート ○観光事業者風評被害実態調査 	県	観光課						
12	<p>外国人観光客災害復興緊急誘致促進事業</p> <p>震災の発生以降、大幅に減少している外国人観光客の積極的な誘致を図るため、観光地の復興等について正確な情報を提供するとともに、安心して来県できる態勢づくりを行う。</p> <p>▼誘致促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海外における旅行博出展や旅行会社訪問等の現地プロモーションを実施 ○宮城に招聘した国内外の旅行会社・メディア等による海外に向けての正確な情報提供 ○中国本土における東京都や北海道と連携した官民一体の現地商談会の開催 ○外務省が実施する風評払拭事業と連携した現地プロモーション 	県	アジアプロモーション課						


【第3章】実施計画【第2-1】汚染・風評被害への十分な対応（風評被害対策など）

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度					
				1期	2期	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
13	<p>日本貿易振興機構仙台貿易情報センター負担金</p> <p>▼風評被害対策事業</p> <p>海外ビジネスに取り組む被災事業者等の動向を把握するとともに、日本貿易振興機構（ジェトロ）のネットワーク等を活用し、各企業の放射能対策の取組等について国内外に広く情報発信することにより、海外取引等の促進を図る。</p> <p>○メディア招聘事業の実施</p>	県	アジアプロモーション課						
14	<p>農林水産物等輸出品目に対する規制緩和の働きかけ</p> <p>▼諸外国の輸入規制緩和に向けた取組</p> <p>諸外国における農林水産物の輸入規制について、国に対し規制緩和に向けての働きかけを要望するとともに、海外のフェア等において県産農林水産物の安全性をPRする。</p> <p>○政府要望等による国への働きかけ</p> <p>○海外フェア等での県産農林水産物の安全性PR</p>	県	食産業振興課						

2 技術支援など

個別取組方針

- ◆市町村や生産者団体等が地域の農林水産物の安全性を確認するために行う検査体制等の整備を支援します。
- ◆生産物や土壌等生産用資機材の放射性物質の検査を実施するとともに、放射性物質濃度を低減するための栽培や飼育等に関する助言・指導等の技術支援を行います。
- ◆放射性物質に汚染された農地、ほだ木などの農林畜産物の生産基盤の復元等、生産活動・事業活動の再開の取組を支援します。

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度					
				1期	2期	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
1	<p>【再掲】農産物放射能対策事業</p> <p>(1) 農産物、水田土壌等の検査 主要な農産物や農地土壌等を対象に、放射性物質濃度の測定を行う。 ○県産農産物等の放射性物質検査 ○水田土壌等の放射性物質検査 ○放射性物質検査機器の運営・精度管理</p> <p>(2) 放射性物質吸収要因解折調査 安全・安心な農産物の生産を確保するため、農産物や農地土壌等の放射性物質濃度の測定結果をもとに、今後の営農対策等の検討に役立つデータ等を整備し、市町村等の関係機関・団体、農業者等に対し、必要な営農対策等について指導助言を行う。 ○放射性物質吸収要因解折調査</p>	県	みやぎ米推進課						

【第3章】実施計画【第2-2】汚染・風評被害への十分な対応（技術支援など）

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度					
				1期	2期	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
2	<p>【再掲】特用林産物放射性物質対策事業</p> <p>(1) 放射性物質検査体制の強化 きのこ・山菜類等の特用林産物やほだ木など各種林産物の安全・安心を確保するため、簡易検査や精密検査を実施する。 また、県有測定機器の校正を行う。 併せて、県全域の広葉樹林原木の放射性物質モニタリング検査を行う。</p> <p>(2) 特用林産物再生再開支援 出荷制限等を受けている特用林産物について、無汚染原木やチップ等の購入・移送経費等、生産再開に向けた支援を行う。 ○特用林産施設体制整備補助 ・対象団体：法人、県森連等 ・対象経費：県外等の他地域から無汚染の原木・チップ等を導入する経費 ・補助率：1/2, 1/3</p> <p>(3) 特用林産物流通促進支援・放射性物質調査 特用林産物やほだ木など各種林産物の安全・安心な生産・流通システムの構築に向け、特用林産物の放射性物質に係るセミナー・講習会を開催するとともに、ほだ木等の放射性物質移行調査を行う。</p>	県	林業振興課						
3	<p>きのこ生産資材供給体制整備事業</p> <p>原木きのこ生産者の経営安定及び規模拡大に向けて、安全な県産原木の供給再開に向けた検査体制を整備するとともに、原木購入費用の支援を行う。</p> <p>(1) 原木林利用促進体制整備事業 安全な県産原木の供給再開に向けて、検査体制の整備を行う。 ○非破壊検査機購入費 ○非破壊検査機による原木検査委託</p> <p>(2) 安定したきのこ生産実施のための資材調達支援 原木きのこ生産者の経営安定化に向けて、規模拡大に係るほだ木購入費用の支援を行う。 ○損害賠償対象外のきのこ原木購入費</p>	県 その他	林業振興課						

【第3章】実施計画【第2-2】汚染・風評被害への十分な対応（技術支援など）


番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度					
				1期	2期	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
4	<p>ほだ木等原木林再生実証事業</p> <p>(1) ほだ木等の原木林の再生に向けた実証</p> <p>きのこ用原木の供給源となる広葉樹林の再生と将来に向けたきのこの安定供給を図るため、汚染された原木林を伐採・更新し、放射性物質の萌芽への移行について調査することで、将来的な原木林活用のための検証を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○萌芽枝等の放射性物質濃度の測定 ○実証事業地管理（継続調査のための調査プロット下刈り等） <p>(2) 森林等における測定とほだ場等の除染効果調査</p> <p>全県的な放射性物質の汚染状況の調査を行うとともに、森林等の除染作業による放射性物質の低減効果等の検証、知見を集積し、森林等の放射性物質汚染対策の基礎資料とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○森林除染実証放射性物質低減効果調査（全県域の森林等の測定調査及び除染作業実施箇所継続調査） 	県	林業振興課						
5	<p>【再掲】水産物安全確保対策事業</p> <p>(1) 水産物の検査</p> <p>県産水産物の安全流通に資するため、水産物の放射性物質濃度のモニタリング調査を実施する。</p> <p>(2) 魚市場開設者等が行う自主検査への支援</p> <p>魚市場等に設置している放射性物質検査機器の保守作業を行うとともに、検査員への操作指導を通じ、検査レベルの維持と意識の醸成を図る。</p>	県	水産業振興課						
6	<p>農産物の放射性物質吸収抑制対策</p> <p>農産物の放射性物質吸収抑制のための経費を助成する。</p> <p>▼東日本大震災農業生産対策交付金の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業主体：市町村、農業協同組合等 ○事業内容：カリ質肥料等の施用、反転耕、深耕等、放射性物質の移行を低減するための対策 <p>○交付額：定額</p>	県 市町村 その他	みやぎ米推進課						

第3 汚染物・廃棄物の速やかな処理

個別取組方針

- ◆ 8,000 Bq/kg 以下の廃棄物については、適正な処理が速やかに行われるよう市町村等を支援します。
- ◆ 8,000 Bq/kg を超過する指定廃棄物については、国による処理が円滑に行われるよう、市町村とともに協力します。
- ◆ 除去土壌や除染廃棄物の処理については、国の方針に基づき適正な処理が行われるよう市町村を支援します。


番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度				
				1期	2期	H29年度	H30年度	R元年度
1	放射性物質汚染廃棄物処理促進事業 ○ 8,000 Bq/kg 以下の農林業系廃棄物の着実な処理に向けた市町村等に対する支援・調整 ○ 市町村長会議の開催等による関係機関との連絡調整 ○ 汚染廃棄物の処理に関する正確な情報の提供等	国 県 市町村 その他	放射性物質汚染廃棄物対策室	▶				
2	給与自肅牧草等処理円滑化事業 ▼汚染稲わら等の一時保管施設管理 放射性物質に汚染され利用できなくなった稲わら等の一時保管施設の適切な管理等を実施する。 ○ 保管対象：稲わら等 ○ 実施内容： 稲わら等の一時保管施設の適正管理を実施する。	県 市町村 その他	畜産課	▶				
3	企業局における浄水発生土管理等事業 ▼浄水発生土の保管・管理・搬出 放射性物質を含む浄水発生土の保管・管理・搬出業務を適切に行う。 ○ 対象事業： ① 大崎及び仙南・仙塩広域水道用水供給事業 ② 仙塩、仙台圏及び仙台北部工業用水道事業 ○ 内容： (8,000Bq/kg 以下) ・ 関係者と連携を図り適切に、保管・処分を行う。 (8,000Bq/kg を超えるもの(指定廃棄物)) ・ 国の指導の下、処理施設ができるまで、適切に保管する。	県	水道経営課	▶				

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度					
				1期	2期	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
4	<p>除染対策支援事業</p> <p>汚染状況重点調査地域指定市町の除染で生じた除去土壌等について、市町村等と国からの情報などを相互に共有し、協議しながら適切な処理の促進を図っていく。また、県民の放射能に対する不安解消を目的に、測定機器の貸出、情報提供などの側面支援を継続する。</p> <p>(1) 測定機器の貸与等</p> <p>汚染状況重点調査地域外のマイクロホットスポット対策として、NaIシンチレーションサーベイメータを市町村に貸与し、住民からの通報に基づく調査や、計画的調査への活用を促す。</p> <p>(2) 除染対策連絡調整会議の設置</p> <p>県及び指定市町で構成する「除染対策連絡調整会議」により、相互に情報を共有しながら共通する課題を検討することにより、円滑な除染の実施を支援する。</p>	国 県 市町村	原子力安全対策課						

第4 損害への対応

個別取組方針


- ◆ 県民個人や団体等に属さない事業者における被害についての説明会・相談会を開催するなど、被害者のニーズや課題の把握にきめ細かに対応します。
- ◆ 東京電力との交渉が難航している事業者等には、説明会・相談会等を通じて原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介申立を促していきます。
- ◆ 中間指針第3次追補に追加された損害を含め、すべての損害について、東京電力に対して迅速かつ十分な賠償を行うよう強く求めていきます。
- ◆ 県及び市町村等の被害対策経費については、国及び東京電力に対して、迅速かつ適切な賠償が行われるよう求めていきます。

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度			
				1期	2期	H29年度	H30年度
1	<p>福島第一原発事故損害賠償請求支援事業</p> <p>(1) 県民会議の開催・運営 原発事故被害に対応するため、県民会議において市町村・関係団体等と連携を図りながら、事故被害対策の総合的な取組を進める。 ○ 構成員：各市町村，事業者・消費者等の団体，有識者</p> <p>(2) 民間事業者等に対する損害賠償請求支援 被害者の損害賠償請求が円滑かつ実効的に進むようにするため、生産者や事業者、各業種団体や市町村等における取組に対してきめ細やかな支援を行うとともに、国や東京電力に対する要望・要請活動を実施する。 ○ 個別無料相談会等の開催 ・ 弁護士による個別無料相談会等の開催 ○ 電話相談等の実施 ・ 電話や来庁による相談内容に応じて、今後の対応等について適切に助言 ○ 要望・要請活動の実施 ・ 国と東京電力に対する要望・要請活動の実施 ○ 各種媒体を活用した情報等の周知・広報 ・ ホームページや広報誌，報道等を活用した原発事故の損害賠償に関する情報及び説明会開催など県の支援内容の積極的な周知・広報</p>	県	原子力安全対策課				

第5 正しい知識の普及・啓発

個別取組方針

- ◆放射線・放射能に関するセミナーの開催や出前講座の実施等により、正しい知識の普及・啓発に努めます。また、放射線等に関する総合的な相談窓口等により、県民の放射線等に対する正しい理解を深め、不安の解消に努めます。
- ◆県の各種広報媒体の活用や報道機関との連携により、放射線等の測定結果及び検査に関する正確な情報を県民に対して迅速かつ分かりやすく提供します。

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度					
				1期	2期	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
1	<p>放射線健康対策事業</p> <p>放射線被ばくや甲状腺腫瘍学などの専門家で構成する「宮城県健康影響に関する有識者会議」の提言を踏まえ、県民の方々の健康に対する不安払拭のため、以下の取組を引き続き推進する。</p> <p>(1) 放射線に対する正しい知識の普及啓発</p> <p>○国が行う放射線による健康不安対策事業や安心・リスクコミュニケーション事業に協力することにより正しい知識の普及・啓発及び健康不安対策に従事する人材の育成を図る。</p> <p>(2) 一般健診やがん検診の受診勧奨</p> <p>(3) 喫煙、食事、運動等の生活習慣の改善による発がんリスクの低減</p> <p>(4) がん登録の整備推進</p> <p>※(2)～(4)：がん対策・健康づくり対策として別途実施</p>	国 県	健康推進課						

番号	事業名・取組名と内容	事業主体	担当課室	実施年度				
				1期	2期	H29年度	H30年度	R元年度
2	<p>放射線・放射能広報事業</p> <p>県民の不安解消のため、放射線等に関するセミナー・講習会の開催、出前講座の実施、広報媒体の活用等により、放射線等に関する正しい知識の普及・啓発に努める。</p> <p>(1) 放射線・放射能に関する相談窓口の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○放射線・放射能に関する相談への対応 ○実施時期：平成23年3月16日から <p>(2) 放射線・放射能に関するポータルサイト『放射能情報サイトみやぎ』の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○放射線・放射能に関する情報を一元化して発信 ○実施時期：平成23年9月28日から <p>(3) 放射線・放射能に関するセミナー・相談会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○放射線・放射能の生活環境へ与える影響などに関するセミナーなどを開催する。 <p>(4) みやぎ出前講座の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○放射線・放射能に関する基礎知識等の説明（関係する講座への派遣も含む。） <p>(5) 放射線・放射能に関するパンフレットの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原子力や放射線・放射能に関する広報誌やパンフレットを作成 <p>(6) 県政だよりへの記事掲載</p>	県	原子力安全対策課	▶				
3	<p>学校教育における放射線に関する指導</p> <p>放射線に関する授業の実施</p> <p>放射線に関する関心の高まりに鑑み、原子力や放射線とその利用における課題について、科学的に理解を深める指導を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学習形態 学級・学年単位 2 教育課程における扱い 国語科，社会科，理科，技術・家庭科，保健体育科，道徳科，総合的な学習の時間，特別活動 3 授業時間について 学校地域，児童生徒の実態に応じて柔軟に設定 4 授業内容について 理科等の知識を身に付ける教科においては，放射線の性質や医療・科学技術・エネルギー利用の学習を行う。 特別活動等において，放射線の人体への影響を理解し，放射線から身を守る方法等を身に付けさせる指導を行う。 <p>※必要に応じて，放射線副読本（文部科学省資料）を活用する。</p>	県	<p>高校教育課</p> <p>義務教育課</p>	▶				

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画

(第3期：平成29年度～令和2年度)

令和2年3月 日改訂

宮城県環境生活部原子力安全対策課

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL：022-211-2340

FAX：022-211-2695



宮 城 県